

子どもの気持ちを聴く

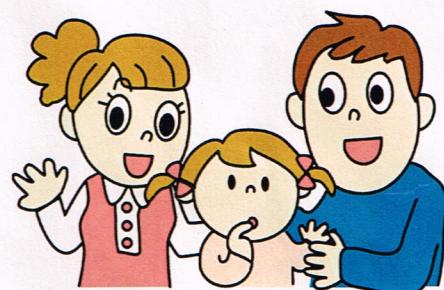
家庭裁判所調査官が子どもに会って話を聞くときは、父母の争いのさなかに置かれている子ども一人ひとりの発達の状況や心身の状態などに十分に配慮します。

子どもと会う際には、学校のことや友達のことを聞きながら、子どもが話しやすい状況をつくり、子どもが父母と普段どのように関わり、どんな気持ちを持っているのかなどを自由に話してもらうを通じて、その子どもの気持ちをつかむようにします。

子どもが幼かったり、父母に対する遠慮からその気持ちをうまく話せなかったりする場合などには、心理テストなどを用いて、その子の心の状態を把握することもあります。

親子関係を詳しく把握するため、親子が交流する場面に立ち会うこともあります。このような交流を通して父母が子どもの気持ちに気付き、主体的に紛争を解決できるように援助することも大切です。

また、子どもの福祉に沿った解決を実現するために、保育園や学校、児童相談所など、地域の関係機関と協力することもあります。



このような調査の結果を踏まえ、子どもにとって最もよい解決方法を検討し、裁判官に報告します。また、その内容を父母にも説明するなどして、話し合いのお手伝いをすることもあります。



家事事件手続法が、早ければ平成25年1月に施行されます。この法律では、未成年者である子どもがその結果により影響を受ける家事事件において、家庭裁判所は調停及び審判をするに当たり、子どもの意思を把握するよう努め、年齢や発達の程度に応じてその意思を考慮しなければならないことが定めされました。

この法律が制定される前から、家庭裁判所調査官は「子どもの気持ちを聴く」という役割を担ってきましたが、こうした役割は、今後ますます重要になっていくものと考えられます。

家庭裁判所調査官の研修体制

最高裁判所が実施する試験に合格し、家庭裁判所調査官補として採用されると、約2年間の養成研修を受けた後、家庭裁判所調査官に任命されます。

その後も各種の研修に参加し、家庭裁判所調査官としての専門的な知識や技法を向上させていくことになります。